

（仮称）京都市学校給食センター整備運営事業

様式集

（令和7年4月11日修正版）

令和7年1月

京都市

(様式 40-1)

6. その他に関する提案

(1) 市内事業者への発注 (A4 判 適宜)

◆ 市内事業者への発注について、下記の表に具体的に記載してください。

○構成員である市内事業者への発注額

SPC からの 発注内容	構成員への 発注予定額	受託構成員 (市内事業者)
(記入例) 設計業務	●円	協力事業者 A
建設業務	●円	構成事業者 B
合計	●円	

○構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額

SPC からの 発注内容	構成員 への発注予定額	受託構成員 (市外事業者)	下請等市内事業者 業務内容	下請等市内事業者 発注予定額
(記入例) 設計業務	●円	協力事業者 C	基本設計	●円
建設業務	●円	構成事業者 D	電気工事	●円
維持管理業務	●円	構成事業者 E	消耗品調達	●円
運営管理業務	●円	協力事業者 F	配送車両調達	●円
合計	●円			●円

※1 「構成員である市内事業者への発注額」と「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」を評価の対象とします。再々委託若しくは二次下請け以降の市内事業者への発注額は、評価の対象にはなりません。

※2 「SPC からの発注内容」欄については、SPC から発注する業務内容を、設計・建設業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務にかかる内容ごとに記載してください。

※3 「構成員」とは、入札説明書 3.3. に規定する設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者、運営事業者、その他事業者を示します。

※4-3 「市内事業者」とは京都市内に本社、本店又は主たる事務所等の主たる営業所を有する事業者をいい、「市外事業者」とはそれ以外の事業者をいいます。また、「主たる事務所」とは、本店機能を有する事務所（事業活動を行うに当たって主たる拠点となる事務所）を示します。「構成員である市内事業者への発注額」に記載する受託構成員が、京都市外に本店や事務所を有する事業者で、京都市内の事務所を主たる事務所とする市内事業者である場合は、市内事業者であることを証する書類を本様式の後ろに添付してください。

※5-4 「下請等市内事業者業務内容」欄については、再委託若しくは一次下請けとして、市内事業者に発注する業務内容を記載してください。具体的な再委託若しくは一次下請けが決まっていなくても、計画として再委託若しくは一次下請けする予定の業務があれば、記載していただいてもかまいません。

※6 本様式による提案はモニタリングの対象となりますので、事業着手後、進捗を市に報告してください。また、市の求めに応じて、市内事業者が受け取った代金を証する書類（委託等契約書、請求書等）を提出する必要があります。なお、事業着手後、京都市外に本店や事務所を有する事業者が、京都市内の事務所を主たる事務所とする市内事業者とする場合は、市の求めに応じて、上記に加えて、市内事業者であることを証する書類を提出する必要があります。

受付番号：